

【表3】災害時避難行動要援護者名簿等の作成状況について

	2013年度		2014年度			
作成済み	大阪、堺、能勢、豊能、東大阪、茨木、高槻、吹田、摂津、八尾、枚方、交野、寝屋川、守口、四條畷、和泉、高石、泉大津、岸和田、貝塚、熊取、泉南、羽曳野、藤井寺、河南、千早赤阪	26	60%	大阪、箕面、高槻、枚方、八尾、四條畷（26年4月）、和泉（26年3月）、忠岡（26年9月）、貝塚（23年8月）、熊取、羽曳野、千早赤坂、東大阪（法改正以前に台帳を作成）	13	30%
作成中	箕面（時期未定）、門真（完成年次未定）、柏原、忠岡（平成26年3月）、阪南（平成26年3月）、松原、富田林	7	17%	池田（27年3月）、豊中（28年3月）、島本（時期未定）、吹田（27年2月）、摂津（完成未定）、寝屋川（27年3月）、守口（時期未定）、交野（27年3月）、門真（完成未定）、大東（27年3月）、柏原、高石（27年3月）、泉大津（27年3月）、泉佐野（26年12月）、泉南（27年度）、阪南（27年4月）、太子（27年3月）、河南（26年10月）、大阪狭山（26年9月）、河内長野（26年12月）、堺（27年度）、富田林（策定済みの災害時要援護者台帳との関係を確認中）	22	51%
検討中	池田、豊中、島本、大東、泉佐野、田尻、岬、太子、大阪狭山、河内長野	10	23%	能勢、豊能、茨木、田尻、岬	5	12%
準備中				藤井寺（27年度作成予定）	1	2%
その他				松原（要援護者安否確認名簿）、岸和田（平成17年度に作成。支援プラン策定後移行）	2	5%
計	計	43	100%	計	43	100%

【表4】災害時避難行動要援護者名簿等の作成方式

方式	2013年度			2014年度		
	関係機関共有方式	大阪、堺、箕面、高槻、摂津、門真	6	14%	大阪、箕面、吹田、四條畷、岬	5
関係機関共有方式 +手上げ方式 +同意方式	能勢、交野、千早赤阪、大東、東大阪	5	12%	池田、茨木、高槻、交野、守口、泉南、阪南、藤井寺、千早赤阪、大阪狭山	10	23%
関係機関共有方式 +手上げ方式		0	0%	寝屋川、門真、柏原、岸和田、泉佐野、富田林	6	14%
関係機関共有方式 +同意方式		0	0%	堺、大東、和泉、河南	4	9%
手上げ方式 +同意方式	吹田、柏原、和泉、泉大津、貝塚、泉佐野、阪南、羽曳野、河内長野、忠岡、大阪狭山	11	25%	島本、摂津、枚方、東大阪、泉大津、貝塚、羽曳野、河内長野	8	19%
手上げ方式のみ	豊能、池田、豊中、茨木、枚方、守口、四條畷、八尾、熊取、泉南、松原、藤井寺、富田林、高石、岸和田、太子	16	37%	豊能、豊中、八尾、忠岡、熊取、松原、太子	7	16%
同意方式のみ	寝屋川、河南	2	5%		0	0%
未定	島本、田尻、岬	3	7%	能勢、高石、田尻	3	7%
計		43	100%		43	100%

(2) 更新頻度

作成方法を「関係機関共有方式」に切りかえた自治体が増え、更新頻度もデータベースでは半年、紙ベースでは1年をめどに更新を考えている自治体が多い。

【表5】避難行動要援護者等名簿の更新頻度

	2013年度						2014年度					
	未定	しない	半年未満	半年	1年	1年以上	未定	未記入	半年未満	半年	1年	1年以上
関係機関共有方式	門真						岬		箕面、吹田		大阪、四条畷	
関係機関共有方式 +手上げ方式 +同意方式	能勢、千早赤阪、交野、大東						茨木、守口、泉南、藤井寺、千早赤阪、富田林	大阪狭山(定期更新)	高槻	池田	阪南	交野
関係機関共有方式 +手上げ方式							門真、柏原、岸和田	寝屋川、泉佐野				
関係機関共有方式 +同意方式							和泉	大東	堺		河南	
手上げ方式 +同意方式	忠岡、泉佐野		吹田、羽曳野	和泉	柏原、泉大津、貝塚、阪南		島本、羽曳野	泉大津	摂津	枚方、東大阪、貝塚、河内長野		
手上げ方式のみ	豊能、太子、四条畷、熊取、松原	池田	茨木、枚方、八尾	豊中、守口、高石、藤井寺	岸和田、泉南	富田林(3年ごと)	忠岡、熊取、松原、太子	豊能	八尾	豊中		
同意方式のみ	寝屋川											
未定												
検討中							高石	能勢、田尻				

(3) 名簿の対象者

今年度、難病患者や障害児を対象範囲に含めた自治体が増えている。また、対象者の範囲をはっきり決め、名簿を作成し直したこともあって、名簿対象者以外の把握については「予定していない」と回答した自治体がほとんどとなった。

【表6】避難行動要援護者名簿の登載対象者 ※下線は2014年度に新規対象とした自治体

	2014年度											
	身体	知的	精神	児童	難病	高齢	能勢	年齢・等級を限定せず、支援を要する人	検討中	未定	特に定めていない	自己申告のあった人
	大阪 茨木 枚方 四條畷 和泉 泉佐野 藤井寺 大阪狭山	堺 高槻 交野 大東 忠岡 田尻 太子 河内長野	池田 島本 寝屋川 東大阪 岸和田 阪南 河南	箕面 吹田 守口 八尾 貝塚 松原 千早赤坂	豊中 摂津 門真 柏原 熊取 羽曳野 富田林	37(+8)	86%					
	大阪 茨木 枚方 四條畷 和泉 泉佐野 藤井寺 大阪狭山	堺 高槻 交野 大東 忠岡 田尻 太子 河内長野	池田 島本 寝屋川 東大阪 岸和田 阪南 河南	箕面 吹田 守口 八尾 貝塚 松原 千早赤坂	豊中 摂津 門真 柏原 熊取 羽曳野 富田林	37(+9-1)	86%					
	大阪 島本 寝屋川 東大阪 貝塚 松原 千早赤坂	堺 吹田 守口 八尾 熊取 羽曳野 富田林	池田 島本 寝屋川 東大阪 岸和田 阪南 河南	茨木 枚方 四條畷 和泉 泉佐野 田尻 太子 大阪狭山	高槻 交野 大東 岸和田 阪南 河南	34(+9-2)	80%					
	大阪 枚方 熊取	池田 門真	豊中 東大阪	高槻 岸和田	島本 貝塚	11(+8-3)	26%					
	大阪 守口 松原	堺 東大阪 貝塚 太子	池田 島本 泉佐野(検討中) 富田林	高槻 島本 泉佐野 河内長野	島本 貝塚	14(+7-3)	33%					
	大阪 茨木 枚方 大東 忠岡 田尻 太子 河内長野	堺 高槻 交野 東大阪 岸和田 阪南 河南	池田 島本 寝屋川 東大阪 岸和田 阪南 千早赤阪	箕面 吹田 門真 八尾 貝塚 松原 千早赤阪	豊中 摂津 門真 柏原 熊取 羽曳野 富田林 大阪狭山	36(+8-3)	84%					
	能勢					1(+1-7)	2%					
	年齢・等級を限定せず、支援を要する人	豊能				1(+1-4)	2%					
	検討中	泉南	岬			2(+2)	5%					
	未定	高石				1(+1)	2%					
	特に定めていない	泉大津				1(+1)	2%					
	自己申告のあった人					0(-1)						

(4) 名簿の整備状況

名簿の対象者を決め、名簿の作成を進めたことで、昨年度に比べて整備状況はかなり進んでいる。しかし、「関係機関共有方式」をとっていない自治体は、「手上げ方式」「同意方式」を採用しており、なおかつその整備が進んでいないことから、当該自治体での名簿整備に向けた住民への周知方法が課題となっている。これら自治体が早急に、「関係機関共有方式」を採用して名簿整備を急ぐよう提言したい。

(5) 管理・保管・活用

管理・保管は、行政機関が担い、活用は警察や消防をはじめ、自治会や民生委員、校区福祉委員会等、実際に住んでいる地域住民の代表者や、捜索活動に主となって携わる機関が多く含まれている。地域の実情によって、多彩な方法で管理・活用されていることがうかがえる。

【表7】避難行動要援護者名簿等の保管・管理部署

管理担当部署	自治体名	自治体数	割合
福祉担当・防災担当	門真 四條畷 田尻 松原	4	9%
防災担当	池田 大東	2	6%
福祉担当	島本 枚方 柏原	3	7%
消防・区役所	大阪	1	2%
防災担当・福祉担当・民生委員・自治会長	堺 交野	2	6%
防災担当・社協・自治会・民生委員	泉大津	1	2%
防災担当・福祉担当・消防・社協・自治会・民生委員	泉佐野 河内長野	2	6%
福祉担当・消防・民生委員	豊能 高槻 豊中	3	7%
福祉担当・民生委員	千早赤阪	1	2%
福祉担当・防災担当・消防	箕面	1	2%
福祉担当・防災担当・民生委員	八尾	1	2%
福祉担当・防災担当・自治会	寝屋川	1	2%
福祉担当・消防・自治会	富田林	1	2%
福祉担当・自治会（自主防災）	摂津 忠岡 熊取 大阪狭山	4	9%
福祉担当・防災担当・消防・自主防災・民生委員・社協	守口 河南 東大阪	3	7%
福祉担当・防災担当・社協・自治会長・民生委員	阪南	1	2%
福祉担当・消防・自治会・社協・民生委員	羽曳野	1	2%
防災担当・民生委員・自治会	貝塚	1	2%
防災担当・消防・自治会・民生委員	岸和田	1	2%
未定	能勢 茨木 吹田 泉南 和泉 高石 岸 藤井寺 太子 太子	9	21%
計		43	

【表8】避難行動要援護者名簿等を活用する部署

名簿活用部署	自治体	数	割合
防災担当・福祉担当	柏原 松原	2	5%
福祉担当・防災担当・自治会・民生委員	貝塚	1	2%
福祉担当・防災担当・民生委員	千早赤阪	1	2%
消防・区役所・自主防災	大阪	1	2%
防災担当・福祉担当・自治会・社協・民生委員	堺 阪南 羽曳野 熊取	4	10%
防災担当・福祉担当・民生委員・社協	豊能 高槻	2	5%
消防	箕面	1	2%
福祉担当・消防・保健所・自治会・民生委員・社協	豊中	1	2%
福祉担当・消防・警察・自治会・防災担当・民生委員・社協	茨木 河内長野	2	5%
福祉担当・防災担当・消防・自治会	吹田	1	2%
福祉担当・消防・民生委員	島本	1	2%
福祉担当・防災担当・消防・民生委員・自治会（自主防災）	摂津 富田林 守口	3	7%
福祉担当・防災担当・消防・社協・民生委員・自治会（自主防災）	枚方 四條畷 岸和田 寝屋川 河南 泉大津	6	15%
福祉担当・消防・社協・自治会・民生委員	交野	1	2%
福祉担当・防災担当・消防・警察・保健所・自治会・民生委員・社協	門真	1	2%
福祉担当・防災担当・消防・自治会（自主防災）	大阪狭山	1	2%
自治会・消防・民生委員・社協・防災担当・民生委員	泉佐野	1	2%
	忠岡	1	2%
福祉担当・消防・警察・社協・民生委員・自治会（自主防災）	東大阪	1	2%
福祉担当・防災担当・消防・民生委員・自治会（自主防災）・自治会・社協・包括センター・障害者センター	大東	1	2%
福祉担当・防災担当・消防・民生委員	八尾	1	2%
未定（検討中）	能勢 和泉 高石 泉南 岸 藤井寺 太子 池田	8	21%
その他	田尻	1	2%
		43	100%

(6) 名簿の開示

名簿の開示については、昨年度とほぼ変わっていない。開示しないと答えた自治体も、個人情報の保護に関して慎重な対応をとっている。しかし、法律には、「緊急時には本人の同意なしに開示できる」とされている。これは、災害時には想定されている活用者だけではなく、他地域からの団体やボランティアの応援のもとに安否確認が行いやすいように考えられたものであることから、緊急時の名簿開示については積極的に行っていくべきである。実際、東日本大震災の時は、開示した自治体が2つしかなく、安否確認に時間がかかった。自分で動く事の難しい避難行動要支援者の安否確認は、社会的弱者の命をつなぐための大切なツールである。この教訓をもとに、自治体には積極的な対応が求められる。

【表9】災害時避難行動要援護者名簿等の開示について

	2013年度		2014年度	
原則開示する	能勢、高槻、吹田、東大阪、柏原、熊取、泉佐野、羽曳野、河南、富田林	10	23%	豊中、高槻、枚方、大東（同意者のみ）、柏原、熊取、泉佐野、田尻（同意者のみ）、富田林、東大阪、河南 11 26%
開示しない	堺、池田、寝屋川、四條畷、大東、八尾、泉大津、藤井寺、千早赤阪、大阪狭山	10	23%	堺、箕面、摂津、寝屋川、四條畷、泉大津、貝塚、千早赤坂、大阪狭山、八尾 10 23%
未定	豊能、箕面、豊中、茨木、摂津、交野、守口、門真、和泉、高石、忠岡、岸和田、貝塚、田尻、泉南、阪南、岬、太子	18	42%	能勢、茨木、島本、吹田、交野、門真、和泉、高石、忠岡、岸和田、阪南、岬、羽曳野、藤井寺、太子、守口、泉南、河内長野 18 42%
その他	大阪	1	2%	大阪 1 2%
未記入	島本、枚方、松原、河内長野	4	10%	豊能、池田、松原 3 7%
合計		43	100%	43 100%

4. 避難所について

アンケート回答時、東日本大震災から3年半の経過、災害対策基本法の法改正があったことを受け、避難所に関しても昨年と比べて徐々に拡充が図られてきている。

整備数ははまだまだ少ないが、「福祉避難室」についての配慮事項なども多く記載され、法改正に準じた避難所の整備が順次すすめているものと考えられる。

「避難所運営マニュアル」は、昨年同様作成していないところが多く残った。整備中ではあるものの、なかなか完成までには至らない点で課題が残る。

要援護者の避難所や避難生活についてなど、学習会などを開催している自治体が少しづつ増えている。

こうした中、福祉避難室にはどんな障害の人が避難するのか、福祉避難所へはどんな障害の人が避難するのか、という課題が見えてきた。障害のある人すべてが福祉避難所での対応が求められるということではなく、福祉避難室がある1次避難所の方が適切な場合もある。

今後、障害のある人がどこに避難しても、見通しをもった避難生活が送れるよう、避難所機能の整備を図っていく必要がある。

(1) 一次避難所への福祉避難室の整備

福祉避難室の整備については、配慮事項への記入が増えている一方で、「予定していない」「未定」の自治体が合わせて31自治体という結果となっており、昨年からの変化はない。福祉避難所の設置だけではなく、一次避難所の中の福祉避難室も、多様な障害のある人の避難を受け入れていく上で、整備が欠かせない。

【表10】福祉避難室の整備状況

	市町村	配慮事項
整備済み	箕面市	介護室や授乳室となる部屋を避難所運営マニュアルに記載(箕面)
設置予定	大阪市、堺市、豊中市、枚方市、大東市、東大阪市、忠岡町、岸和田市、田尻町、羽曳野市	高齢者用のオムツ・高齢者食等を備蓄(豊中) 福祉関係職員を配置し、相談業務・健康管理をおこなう(羽曳野)
予定なし	豊能町、島本町、寝屋川市、四条畷市、八尾市、泉大津市、熊取町、松原市、富田林市、大阪狭山市	市のマニュアルで要援護者の配慮を明記(吹田)
未定	能勢町、池田市、茨木市、高槻市、吹田市、摂津市、交野市、門真市、柏原市、和泉市、高石市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市	学校の教室を個室として使うことも想定(摂津)、手すりなど設置済み(河南)
無記入	守口市	

(2) 福祉避難所の整備

福祉避難所については、昨年は5自治体、一昨年6自治体が「設置できていない」と回答していたものが、今年は「今後予定」も含めると10自治体が「設置できていない」状況となっており、過去の実績を下回っている。

前述のとおり、災害対策基本法改正に伴う福祉避難所機能の見直し等がおこなわれたことにより一時的に減少しているのであれば今後改善がすすむものと思われるが、その詳細はわからない。昨年同様、実際には協定を結んでいるだけだというケースもあると思われ、発災時間なども想定した整備については、まだまだこれから課題と言える。

【表11】福祉避難所の整備状況

設置している	大阪市、堺市、能勢町、豊能町、池田市、箕面市、豊中市、茨木市、高槻市、吹田市、摂津市、枚方市、交野市、寝屋川市、東大阪市(法改正前の協定締結)、八尾市、柏原市、和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、阪南市、岬町、松原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、富田林市、大阪狭山市 (33市町村)
今後予定	島本町、門真市、四条畷市、大東市、岸和田市、泉南市 (7市町村)
していない	守口市、千早赤阪村、河内長野市 (3市町村)

(3) 福祉避難所の指定箇所数と収容人数

指定箇所数は、昨年より「増えている自治体」とともに「減っている」自治体も増加している。このことは、福祉避難所のありかたも含めた見直しが、この一年間の間に行われている結果と見受けられる。

福祉避難所の周知方法は、昨年と変わらずホームページや広報などとこたえた自治体が多く、要援護者への周知方法等に係る課題が残されている。

【表12】福祉避難所の箇所数の変化

	2013年度	2014年度
昨年より多い	大阪市・堺市・寝屋川市・東大阪市・八尾市・貝塚市・熊取町・田尻町・大阪狭山市 (9市町)	大阪市・堺市・豊能町・池田市・吹田市・枚方市・東大阪市・柏原市・泉大津市・忠岡町・貝塚市・田尻町・岬町 (13市町)
昨年と変わらない	豊能町・池田市・豊中市・茨木市・島本町・摂津市・四条畷市・和泉市・高石市・泉大津市・泉佐野市・岬町・松原市・羽曳野市・藤井寺市・太子町・河南町・千早赤阪村・富田林市 (19市町村)	能勢町・豊中市・茨木市・島本町・摂津市・交野市・寝屋川市・八尾市・和泉市・熊取町・泉佐野市・阪南市・松原市・羽曳野市・太子町・河南町・富田林市・大阪狭山市 (18市町)
昨年、未回答などで不明	能勢町・箕面市・高槻市・吹田市・枚方市・交野市・門真市・忠岡町・阪南市・河内長野市 (10市町村)	箕面市・高槻市・高石市 (3市)
昨年より減っている		四条畷市・藤井寺市・千早赤阪村・河内長野市 (4市町村)
指定していない	守口市・大東市・柏原市・岸和田市・泉南市 (5市町村)	泉南市 (1市)
無記入		守口市・門真市・大東市・岸和田市 (3市)

(4) 運営マニュアル

福祉避難所運営マニュアルは、昨年に比べると「作成している」「作成中」が合わせて8自治体だったものが14自治体へと増えている。

【表13】福祉避難所運営マニュアルの整備

作成している	大阪市、能勢町、茨木市、交野市、東大阪市 柏原市、藤井寺市 (7市町村) ※柏原市・藤井寺市は避難所マニュアルと併用)
作成中	堺市、豊中市、高槻市、吹田市、岸和田市、泉南市、羽曳野市 (7市町村)
作成していない	豊能町、池田市、箕面市、島本町、摂津市、枚方市、寝屋川市、門真市、四条畷市、八尾市、和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、阪南市、岬町、松原市、太子町、河南町、富田林市、大阪狭山市、河内長野市 (25市町村) 阪南市は今後整備予定)
無記入	守口市、大東市、千早赤阪村 (3市町村)

(6) 福祉避難所開設時期・避難誘導

福祉避難所の開設時期については、未定とこたえた市町村も多くあった。また、誘導方法についても課題が残っている。

【表14】福祉避難所の開設時期

避難勧告時	能勢町、交野市、貝塚市、羽曳野市 (4市)
一時避難所開設以降	大阪市、堺市、豊能町、箕面市、豊中市、高槻市、吹田市、摂津市、枚方市、交野市、東大阪市、八尾市、和泉市、泉大津市、忠岡町、熊取町、泉佐野市、泉南市、阪南市、藤井寺市、太子町、河南町、富田林市、大阪狭山市 (24市町)
未定	茨木市、島本町、四条畷市、田尻町 4市町
無記入	守口市、門真市、大東市、柏原市、岸和田市、松原市、千早赤阪村、河内長野市 (8市町村)
その他	池田市、高石市、岬町、 (3市町) 長期避難が予想される場合、状況による

【表15】避難誘導

自分・家族のみ	堺市・池田市・高槻市・吹田市・摂津市・枚方市・四条畷市・東大阪市・和泉市・高石市・阪南市・岬町・河南町・大阪狭山市（14市町村）	昨年 12市町村
無記入	守口市・門真市・岸和田市・松原市・千早赤阪村・河内長野市（6市町村）	

5. 政令指定都市について

（1）大阪市

防災に関して、基本的には大阪市が定める地域防災計画や災害時要援護者避難支援計画（大阪市避難行動要支援者避難支援計画）に準じているが、行政区として策定されているものや工夫されているものを取り上げる。

①地域防災計画について

平成23年3月に策定された大阪市地域防災計画に基づき、策定時期にはばらつきはあるものの各行政区独自の地域防災計画は策定されている。

災害対策基本法の一部改正に伴い、平成26年10月に大阪市地域防災計画の改訂が行われている。それに基づいた改訂が行われているのが、アンケート集計上で現在西淀川区、鶴見区の2行政区で、都島区・北区・淀川区・大正区・旭区の5行政区が改訂予定の回答が寄せられている。

【表16】最新計画の作成時期

作成時期	行政区
平成25年3月	都島区、北区、此花区、港区、大正区、住之江区、城東区 生野区、旭区、阿倍野区、住吉区、東住吉区、浪速区
平成25年4月	中央区、天王寺区
平成25年5月	東淀川区、東成区
平成25年7月	淀川区
平成25年9月	福島区
平成25年10月	平野区
平成26年1月	西成区
平成26年7月	西区
平成26年11月	鶴見区
平成26年12月	西淀川区
改訂作業中	都島区、北区、淀川区、大正区、旭区

②要援護者防災マニュアルについて

要援護者防災マニュアルについては、回答があった行政区すべてが、「大阪市災害時要援護者避難支援計画」との回答になっており、未回答であった区も市としての計画に準じるものと解釈できる。ただ一部ではあるが、独自のマニュアル作りに着手したり、検討し

ている行政区も出てきている。

③避難訓練について

避難訓練における要援護者の参加状況については、大半の行政区から「参加している」との回答が寄せられている。ただ、避難訓練が小学校区で行われるために、すべての実施単位で要援護者が参加しているかまでは掌握できていない状況である。

ただ、要援護者の参加については、福祉避難所に呼びかけを行ったり、避難訓練時に要援護者の安否確認の実施を呼びかけている区や車いすや担架等を利用した避難訓練を行うなど、行政区としても試行錯誤している状況が推察できる。

【表17】避難訓練への要援護者の参加状況

参加状況	行政区
参加している 一部参加	都島区、北区、淀川区、東淀川区、此花区、港区、大正区 西淀川区、住之江区、生野区、旭区、鶴見区、平野区 阿倍野区、住吉区、東住吉区、中央区、浪速区、天王寺区
参加していない	城東区、西区、西成区
わからない 未回答	福島区、東成区

④要援護者名簿について

要援護者名簿については、「大阪市避難行動要支援者名簿作成基準」に基づき各区で作成されているが、作成方法については、「関係機関共有方式」を取り入れている区が大半である。

また、地域や事業所等で掌握している要援護者の同意を得るなど他の方式を組み合わせ、大阪市が各区に提供している名簿以外に支援を必要としている人たちも含めた名簿を作成している区もある。

更新頻度については、大阪市として1年ごとに定期的に更新することになっているが、頻度を決めていない区も一部存在している。

名簿の管理・保管については、区役所・消防署を基本にしつつも地域防災組織を含む区もある。名簿の開示についても「必要に応じて」が回答の大半であるが、本人もしくは家族の同意が得られなければ開示しないと回答している区もある。

また、避難支援行動マニュアルについては、2行政区がすでに作成しており、今後作成する予定の区もあるが、未定等の区も多数存在している。

【表18】名簿の作成方法

方式	行政区
関係機関共有方式	都島区、北区、淀川区、東淀川区、此花区、港区、大正区 住之江区、城東区、生野区、鶴見区、平野区、阿倍野区 東住吉区、中央区、天王寺区
関係機関共有方式 +同意手あげ	住吉区、浪速区
関係機関共有方式 +同意方式	西淀川区、西区
同意方式 +手あげ方式	福島区
手あげ方式	旭区、西成区
未回答	東成区

【表19】名簿の管理・保管

管理先	行政区
防災担当部 消防署	淀川区、東淀川区、此花区、大正区、住之江区、城東区 旭区、平野区、中央区、天王寺区、浪速区（含む福祉担当）
防災担当部 消防署+自主防災	都島区、北区、港区、西淀川区、生野区、鶴見区、住吉区 東住吉区、阿倍野区
防災担当部 自主防災+小、中校他	福島区、西成区
未回答	東成区、西区

【表20】避難支援行動マニュアルの作成状況

状況	行政区
作成済み	東淀川区（平成21年11月）、旭区（平成26年2月）
作成する方向で 検討中	都島区、北区、福島区、此花区、港区、大正区、西淀川区 住之江区、生野区、平野区、阿倍野区、住吉区、西成区 中央区、天王寺区
予定なし・未定 未回答	淀川区、城東区、東成区、鶴見区、東住吉区、西区、浪速区

⑤避難所について

福祉避難室については、大半の区が「予定している」と回答しているが、未定の区も残っている。また、予定はしているものの、具体的な個所数を挙げている区はまだまだ少なく、今後整備されていくものと思われる。

福祉避難所については、各区共に福祉施設と協定を結んできてはいるものの、福祉避難所の個所数や高齢者・障害者の種別においても隔たりがあり、収容人数についても現在算出作業中の区も含めて、人数が確定している区は少ない。

【表21】福祉避難所等の協定締結状況（大阪市HPより作成）

区	介護・高齢者福祉施設	障害児・者施設	その他施設	計
北区	5	0	0	5
都島区	14	4	0	18
福島区	1	0	1	2
此花区	5	2	0	7
中央区	1	0	0	1
西区	4	0	0	4
港区	18	9	0	27
大正区	5	0	0	5
天王寺区	3	1	1	5
浪速区	5	2	0	7
西淀川区	5	4	0	9
淀川区	2	4	0	6
東淀川区	15	2	0	17
東成区	5	1	0	6
生野区	13	1	0	14
旭区	8	3	0	11
城東区	9	27	0	36
鶴見区	3	1	1	5
阿倍野区	7	1	0	8
住之江区	8	0	0	8
住吉区	21	12	0	33
東住吉区	9	2	0	11
平野区	8	2	0	10
西成区	4	0	0	4
	178	78	3	259

平成26年12月31日現在

（2）堺市

＜堺市全体の状況＞

堺市では、アンケート開始前から「地域防災計画」策定、出前講座、要援護者支援のための冊子『安心の第一歩』発行、「防災マップ」の全戸配布等をおこなってきた。

これまでに、堺障連協などの障害者団体等から、防災に関する情報保障・避難行動の問題・福祉避難所の整備・備蓄への補助等に関わる要望を受けてきたことなどもあり、避難行動要支援者の実態を把握して「共助」に活かすために、民生・児童委員による訪問調査・同意書作成を進めてきたが、全95校小学校区中86校区で取り組まれ、訪問の完了は20%となっている。

2014年度は「堺市地域防災計画」の改訂があり「高齢者・障害者・外国人等の要配慮者の視点並びに男女共同参画の視点を踏まえ策定する」ということで、計画に「要配慮者（または、避難行動要支援者）に配慮する」という文言が入り、平常時からの状況把握についても記載された。

一方各区における取り組みとしては、自治会と区役所が共同して、防災カフェ（中区）や宿泊訓練（西区・南区）、高層階からの要配慮者搬出訓練（南区）などが進められているが、障害者の参加の有無は把握されていない。

各区の防災の窓口となる「企画総務課」と自主防災組織を管轄し、避難訓練等の窓口となる「自治推進課」は同じフロアで隣接しているため、ある程度連携はとれているものの、要配慮者の関係機関の「地域福祉課」「子ども支援課」「障害者基幹相談支援センター」「保健センター」との連携が課題となっている。

津波被害が想定されている堺区・西区では「津波避難計画」に基づいて「校区カルテ」が作成されている。各校区の世帯数・避難経路・避難所等が記載されており、避難訓練や避難所での訓練に活かしていくこととしている。

今後各区に対して、堺市としての計画を浸透させていくことが必要となっているが、住民・自治会・障害者からの要望を各区で把握して、区内連携ができるような働きかけも重要な課題となっている。

＜今回アンケートにおける堺市内各区の状況＞

各区へのアンケートに対する回答は、本庁が取りまとめた上で一括回答をいただいた。

【避難訓練への障害者参加状況】

「わからない」が中区、西区、美原区の3区、「一部参加」が堺区、東区、北区の3区、「参加していない」が南区の1区となっている。参加に向けた課題として、「要支援者を訓練に受け入れる体制づくり」（堺区、北区の2区）、「要配慮者の安全面確保」（東区、南区の2区）、「人員・時間・費用面での制約」（北区）、「要配慮者自身の避難訓練の重要性の認識」（南区）から指摘されている。

【その他自由記述】

「自治会や近隣等のコミュニティの活用の重要性」が堺区・西区2区からあげられた。
また、南区では、要援護者搬出のための階段避難車や簡易担架を整備し貸出しをおこなつ
ているとの回答があった。

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会
障害者にとっての防災課題検討会委員

雨田 信幸（防災マニュアル） きょうされん大阪支部
荒木 勝司（大阪市） 障害者（児）を守る住吉連絡協議会
今西 恒毅（泉北・泉南） 岸和田障害者・児関係団体連絡協議会
朽見 圭子（要援護者名簿・北河内） 寝屋川市障害児者を守る親の会
塩見 洋介（事務局） 障害者（児）を守る全大阪連絡協議会
関口 奈緒美（避難所・南河内） 南河内障害者団体連絡会
高橋 茂之（中河内） 障害者（児）を守る東大阪連絡協議会
西村 具通（三島） 吹田市障害児者を守る連絡協議会
信下 博（豊能） 障害児者を守る豊中連絡協議会
増澤 高志（総論・避難訓練）
吉井 マヤ（堺市） 堺障害者（児）団体連絡協議会